

令和5年度環境負荷低減型産業集積・人材育成事業（メッセナゴヤ出展）
委託業務処理要領

1 目的

この要領は、道が委託する令和5年度環境負荷低減型産業集積・人材育成事業（メッセナゴヤ出展）委託業務の処理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務目的

道内ものづくり企業や自治体、大学とともに、高い集客数や多分野のテーマを有する日本最大級の展示会に出展し、ものづくり企業の技術や製品等をPRすることにより、販路拡大や産業集積を推進する。本事業の実施においては、展示会出展に係る企画立案、運営管理等を事業者に委託する。

3 業務内容

中京圏にて開催される日本最大級の異業種交流展示会である「メッセナゴヤ2023」に「北海道ブース」として出展し、企画立案や運営管理、出展企業募集やブースの小間装飾、PRツールの作成、オンライン展示会に係る運営を行う。

(1) 出展に係る企画立案・運営管理等

企業や自治体等で「北海道ブース」として出展するための諸調整や企画立案、ブース設営、受付・案内、アンケートの配布・回収など、開催期間中の運営管理を行う。

また、来場者に対し、道内ものづくり事業環境などについて効果的にPRを行う。

メッセナゴヤ2023については次のとおり。

○期間：(リアル開催)令和5年11月8日(水)～10日(金)

：(オンライン開催)令和5年11月1日(水)～30日(木)

○会場：ポートメッセなごや(愛知県名古屋市港区金城ふ頭2丁目2)

○主催：メッセナゴヤ実行委員会(構成団体：愛知県、名古屋市、名古屋商工会議所)

※「メッセナゴヤ」は中京圏で開催される、日本最大級の異業種交流展示会であり、令和4年度は800社・団体が出展し3日間で45,000名が来場した。これまでに17回開催されている。詳細については、公式ホームページ<https://www.messenagoya.jp/>を参照のこと。

(2) 出展企業の募集

道内ものづくり企業や関連企業等の募集および案内チラシ、出展申込書の作成等出展に係る調整

(3) ブース造作および装飾

○「北海道ブース」規模：土間渡し小間 計8小間(72㎡)～10小間(90㎡)

○製作物：看板、パンチカーペット、バックパネル、会議テーブル等

※「北海道ブース」を存在感あるものとし、道内ものづくり産業のイメージアップにつなげるとともに、多くの集客に寄与するように視認性の高い会場造作や、興味を引く高いデザイン性での装飾に配慮すること。

(4) PRツールの作成

○「北海道ブース」出展PRのため、下記のツールを作成する。

- ・企業PRパネルの製作
- ・北海道の事業環境PRパネルの製作
- ・出展企業を紹介する印刷物の製作
- ・上記製作物データの道への提出

※道内ものづくり産業や事業環境への理解が深まるように配慮すること。

(5) オンライン展示会に係る運営

○主催者が提供するオンライン展示会を活用し、出展企業の製品や技術等を効果的に紹介するページの作成

※オンラインにおいてもビジネスマッチングにつながるよう動画配信を用いるなど工夫すること。

(6) 実施報告書の作成

展示会の実施概要について報告書を作成する（紙媒体3部、電子媒体1式）。

※上記（1）～（5）については、道と調整して決定する。

4 業務処理計画書について

受託者が、契約書4条の規定に基づき提出する業務処理計画書は、次のとおりとする。

- ・業務処理計画書（別記第5号様式）

5 実績報告等及び概算払について

(1) 受託者が、契約書第11条の規定に基づき提出する実績報告等については、次のとおりとする。

- ア 実績報告書（別記第14号様式）
- イ 収支精算書（別記第15号様式）
- ウ 事業実施報告書（紙媒体（A4版）3部及び電子媒体（DVD-RまたはCD-R）1式）

(2) 受託者が、契約書第13条の規定に基づき提出する概算払の請求書等は、次のとおりとする。

- ア 概算払請求書（別記第3号様式）
- イ 収支計画書（別記第13号様式の2）

6 取得財産の管理

委託業務の実施により取得した財産は、取得後、速やかに財産台帳に登録し、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、業務終了後、財産台帳の写しを委託者に提出するものとする。

7 再委託について

次の要件を満たす場合は、契約書第3条ただし書に基づき再委託を行うことができるものとする。

- (1) 再委託をさせようとする第三者に受託者の総合的な管理・指導が及ぶとともに、技術的、経済的能力から判断して、再委託させても契約の履行を確保するのに支障を来さないとき。
- (2) 再委託させることの合理的理由があるとき。
- (3) 再委託することにより、当該受託者を選定した理由に矛盾を生じるものでないとき。

8 その他

- (1) 業務の遂行にあたっては、企画提案の内容を基本として、道との連携に留意すること。
- (2) 感染症などの影響により委託業務の実施の中止や業務内容を変更する場合がある。